

障発0525第1号
令和3年5月26日
改正 令和4年3月23日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

補装具装用訓練等支援事業の実施について

標記について、「小児筋電義手」と「重度障害者用意思伝達装置」を対象種目として、装用訓練のための機器に係る費用や訓練の実施、知識・技術を習得するための研修等に係る費用を支援することにより、これらの装用訓練等を提供できる病院やリハビリテーション施設の普及を図るため、今般、別紙のとおり「補装具装用訓練等支援事業実施要綱」を定めたので通知する。

については、管内市町村、医療福祉関係団体に対して周知徹底を図るなど本事業の積極的な活用が図られるよう協力を賜りたい。

補装具装用訓練等支援事業実施要綱

1 事業目的

補装具費は、当該補装具の操作性・習熟度が一定のレベルに達したときに支給申請および支給決定されるが、とりわけ「小児筋電義手」や「重度障害者用意思伝達装置」は、操作性及び習熟度の向上を目的とした訓練（装用訓練）過程において、当該訓練に用いる機器に関し、病院やリハビリテーション施設の負担、または、補装具事業者からの貸出等により実施されている現状がある。

また、当該補装具の引き渡し後においても、身体の成長や症状の進行に応じて適切なフォローアップが必要であるが、その実施状況は病院やリハビリテーション施設等の実施機関によって異なっている。

本事業では、「小児筋電義手」と「重度障害者用意思伝達装置」を対象種目として、装用訓練のための機器に係る費用や訓練の実施、知識・技術を習得するための研修等に係る費用を支援することにより、これらの装用訓練等を提供できる病院やリハビリテーション施設の普及を推進することを目的とする。

2 実施主体

補装具の装用訓練やフォローアップの推進に取り組む病院等を設置する都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）、医療法人、社会福祉法人その他の法人格をもつ団体

3 対象事業

本事業が対象とする事業は、次の各号に該当する事業とする。

- （１）以下の対象種目の補装具費支給申請に向けた装用訓練が必要な障害者・児に対し、購入または借用した補装具を貸与して装用訓練を提供するとともに、支給決定後、生活する地域において、当該補装具に係る相談・支援等のフォローアップを含めた支援計画を立案し実行する事業。

【対象種目】

- ①小児筋電義手
- ②重度障害者用意思伝達装置

- （２）競争的環境の下で公募し、応募のあった事業であって、評価委員会における評価の結果、採択することが適当と認めたもののうち、障害保健福祉部長が予算の範囲内で補助金の交付が必要と決定した事業。

4 評価委員会の設置

国庫補助事業としての透明性を確保する観点から申請された事業採択の可否等に関する評価を実施するため、障害保健福祉部長が外部有識者等による補装具装用訓練

等支援事業評価委員会を設置する。

5 補助金交付の対象経費

- (1) 補助の対象となる経費の範囲等については、別に定めるものとする。
- (2) 補助の上限額は原則 5,000 千円以内とする。